

侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する主な事例の取扱い（案）

資料3

※ 下記は、文化庁当初案に、資料1の1. 及び2.（1）に記載した措置を追加的に講じた場合の取扱いを、議論の参考として示すもの（当然ながら、最終的な制度設計・取扱いを示すものではない）。オレンジ枠で囲った部分が文化庁当初案からの修正点。

	事例	適法・違法（民事）	刑事罰
スクリーンショット	1. 適法にアップロードされた情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、 <u>違法にアップロードされた画像が付随的に入り込む場合</u>	適法 ※第30条の2	—
	2. <u>違法にアップロードされた画像自体をスクリーンショットで保存する場合</u> (※3.に該当する場合も多いと思われる)	違法	適用可能性あり (もともとが有償で提供されているコンテンツの画像を反復・継続してスクリーンショットで保存する場合)
分量	3. 数十ページで構成される <u>漫画の1コマ～数コマ</u> 、 <u>長文で構成される論文の数行</u> など（ <u>軽微なもの</u> ）のダウンロード	適法	—
	4. 単行本や雑誌に含まれる <u>漫画の1話の半分程度</u> 、 <u>1論文の半分程度</u> など（ <u>軽微とは言えないもの</u> ）のダウンロード	違法	適用可能性あり (もともとが有償で提供されているコンテンツの半分程度を反復・継続してダウンロードする場合)
	5. 単行本や雑誌に含まれる <u>漫画の1話の全体又は大部分</u> 、 <u>1論文の全体又は大部分</u> などのダウンロード	違法	適用可能性あり (もともとが有償で提供されている単行本や雑誌に含まれる漫画などの全体又は大部分を反復・継続してダウンロードする場合)
	6. <u>単行本や雑誌の全体又は大部分</u> などのダウンロード	違法	適用可能性あり (もともとが有償で提供されている単行本や雑誌の全体又は大部分を反復・継続してダウンロードする場合)

	7. <u>絵画や写真など（1枚で作品全体となるもの）の画像のダウンロード</u>	画質による （「 <u>軽微なもの</u> 」と認められれば適法）	適用可能性あり （もともとが有償で提供されている絵画や写真などの画像（「 <u>軽微なもの</u> 」以外）を反復・継続してダウンロードする場合）
有償・無償	8. もともとが <u>無償で提供されているコンテンツ（広告モデルのものを含む。）</u> が違法にアップロードされている場合のダウンロード	違法	—
	9. もともとが <u>有償で提供されているコンテンツ</u> が違法にアップロードされている場合のダウンロード	違法	適用可能性あり （反復・継続してダウンロードする場合）
二次創作物 （二次的著作物）	10. 違法に作成された二次創作物（二次的著作物）を、 <u>二次創作者自身がアップロードしている場合</u> のダウンロード	適法	— ※当初案により除外
	11. 違法に作成された二次創作物（二次的著作物）を、 <u>第三者が無断でアップロードしている場合</u> のダウンロード	違法	適用可能性あり （もともとが有償で提供されているコンテンツの二次創作物を反復・継続してダウンロードする場合）
	12. 二次創作物（二次的著作物）とは評価されない程度の <u>些細な改変等が加えられたもの</u> のダウンロード	違法	適用可能性あり （もともとが有償で提供されているコンテンツに些細な改変等が加えられたものを反復・継続してダウンロードする場合）
常習性	13. <u>単発的</u> に行うダウンロード	違法	— ※当初案により除外
	14. <u>反復・継続</u> して行うダウンロード	違法	適用可能性あり （もともとが有償で提供されているコンテンツを反復・継続してダウンロードする場合）

※ 上記は、文化庁当初案に、資料1の1. 及び2.（1）に記載した措置を追加的に講じた場合の取扱いを、議論の参考として示すもの（当然ながら、最終的な制度設計・取扱いを示すものではない）オレンジ枠で囲った部分が文化庁当初案からの修正点。